

令和3年度中小企業人材確保デジタル化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内中小企業等の採用力の強化を目的として、県内中小企業等が行う採用・広報活動のデジタル化に要する経費に対し、予算の範囲内で交付する中小企業人材確保デジタル化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、県内に主たる事業所を有する中小企業等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号）に規定する暴力団又は暴力団員
- (2) 県税に未納がある者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する営業を営む者
- (4) 補助金の交付を受ける者として不適当な行為をする者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、当該事業の目的に照らして適切でないと一般社団法人えひめ若年人材育成推進機構（以下「機構」という。）が認める者

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、デジタル技術を活用した採用力の強化及び広報活動の充実を目的として実施するものであって、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 企業PR用ホームページの開設又は改修
- (2) 魅力発信動画の制作（ただし、インターネット上で公開するものに限る。）
- (3) 自社単独で実施するオンライン採用活動（ただし、就職情報サイトへの掲載やWEB広告の出稿を除く。）

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表1に定めるとおりとする。

(補助対象事業の実施期間)

第5条 補助対象事業の実施期間は、補助金の交付決定日から令和4年2月28日までとする。

(補助金の申込、交付申請に関する手続き)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる手続きにより補助金の交付を申請するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める申込期間内に機構ホームページ上の専用フォームからから事前申込を行わなければならない。

- (2) 前号に規定する事前申込の内容は、別表2に定めるとおりとする。
- (3) 機構は、前2号に規定する申込を受理したときは、内容を審査し、受理した順に交付対象者を決定する。
- (4) 交付対象者として決定を受けた者は、別に定める期日までに交付申請書（様式第1号）を機構に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 機構は、第6条第1項第4号に規定する交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに当該申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、機構は、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（事前着手）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、当該部分に係る補助金の交付を受けることができない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があると機構が認める場合は、第6条第1項第1号の規定により事前申込を行った日から実施した事業に係る補助金の交付を受けることができる。

（補助事業の変更承認申請）

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第2号）を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額の変更をしようとするとき
- (2) 補助事業の内容の変更をしようとするとき（ただし、軽微な変更を除く。）
- (3) 配分した経費の区分ごとの事業費の30%を超える変更をしようとするとき

2 機構は、前項に規定する変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、機構は、必要に応じて条件を付し、又はこれを変更することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項に規定する事業中止（廃止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、中止又は廃止の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、機構は、必要に応じて条件を付し、又はこれを変更することができる。

（補助事業遅延の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき

又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに事業遅延等報告書（様式第4号）を機構に提出し、その指示に従わなければならない。

（補助事業の実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第10条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の2月28日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）を機構に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 機構は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、速やかに精算払請求書（様式第6号）を機構に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第15条 機構は、前条の規定による精算払請求書を受領したときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の目的外使用の禁止）

第16条 補助事業者は、補助金を目的外に使用し、又は他の経費に流用してはならない。

（補助金の経理）

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠の書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（財産の管理）

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳（様式第7号）を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の責任をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

（財産の処分制限）

第19条 補助事業者は、次の各号に定める期間内に取得財産等を処分（譲渡し、売却し、交換し、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書（様式第8号）を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円未満のものはこの限りでない。

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間
 - (2) 大蔵省令に定めのない財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（昭和 53 年通商産業省告示第 360 号）に定められている耐用年数に相当する期間
- 2 機構は、当該承認に係る財産を処分したことにより、補助事業者収入があったときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることができるものとする。

（知的財産）

第 20 条 補助事業者は、補助事業に関連する知的財産について、補助事業者の責任において適切に管理しなければならない。

- 2 補助事業により作成された著作物に係る著作権に関し、第三者の著作権を侵害するものとして、第三者との間で紛争が生じたときは、補助事業者は、その責任においてこれを処理し、解決しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 21 条 機構は、第 10 条の規定により補助事業の中止又は廃止を承認したときは、第 7 条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると機構が認めるときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) この要綱の規定に違反したとき
 - (2) この要綱の規定により機構に提出した書類に偽りの記載があったとき
 - (3) 補助金交付の条件に違反したとき
 - (4) 補助事業の実施について不正行為があったとき

（補助金の返還）

第 22 条 機構は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を付して既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（立入検査等）

第 23 条 機構は、補助事業の適正を期するため、必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は機構の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

（個人情報の保護）

第 24 条 補助事業者は、補助事業の実施において得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他県における個人情報の取扱いに関する規程等に従って

取り扱うものとする。

(その他必要な事項)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要事項は、機構が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 2 日から施行する。

別表 1

補助対象事業	補助対象経費		補助率	補助 限度額
	内容	経費区分		
(1) 企業PR用ホームページの開設又は改修	企業PRを目的に自社ホームページを開設又は改修するための経費	謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	補助対象経費の 2分の1以内	50万円
(2) 魅力発信動画の制作	魅力発信動画を制作するための経費			
(3) 自社単独で実施するオンライン採用活動	応募システムの導入、オンライン会社説明会の開催、オンライン面接の実施等、事業者がオンライン採用活動を単独実施するための経費	謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、機器装置等購入費		

※1 補助対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を含めないこと。

※2 補助対象経費の全部又は一部に対し、地方自治体その他公的支援機関等から補助金の交付を受けている場合は、当該補助対象経費の全部について補助金の交付の対象としない。

別表 2

(1) デジタル技術及び採用・広報に関する専門家による個別支援の要否
(2) 企業名
(3) 住所
(4) 電話番号
(5) メールアドレス
(6) 担当者氏名
(7) 申請者の概要
(8) 採用計画
(9) 採用・広報における課題及び実施事業の概要
(10) 予定総事業費
(11) 事業期間
(12) 補助金交付決定前の事業実施の要否